

別表第23 非常電源（非常電源専用受電設備）の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 設置状況

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 区画等

不燃専用室の区画、防火戸等又はキュービクル式非常電源専用受電設備の外箱、扉、換気口等に変形、損傷等がないこと。

ウ 水の浸透

水が浸透していないこと。

エ 換気

適正に行なえること。

オ 照明

使用上及び点検上に支障がないこと。

カ 標識

適正に設けられていること。

(2) 高圧受電盤（キュービクル式の高圧部分を除く。）及び配分電盤

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 計器類

変形、損傷等がなく、正常に作動するとともに、指示値が適正であること。

エ 開閉器及び遮断器（低圧のものに限る。）

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

オ 表示灯

正常に点灯すること。

カ ヒューズ類（低圧のものに限る。）

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器（低圧のものに限る。）

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(3) 変圧器

変形、損傷、漏油等がなく、モールド形の変圧器の場合にあっては、モールド部の損傷、汚損がないこと。

(4) コンデンサー

変形、損傷、漏油等がないこと。

(5) 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

(6) 接地（低圧のものに限る。）

著しい腐食、断線等がないこと。

(7) 結線接続

電線、中性線等の締付部及び端子の緩み、脱落、損傷、変色等の異常がないこと。

(8) 耐震措置

アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(9) 予備品等（低圧のものに限る。）

予備品及び回路図等が備えてあること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 接地抵抗

接地抵抗値が適正であること。

(2) 絶縁抵抗

絶縁抵抗値が適正であること。

(3) 保護継電器等

作動状況が適正であること。

(4) 高圧又は特別高圧の非常電源専用受電設備

ア 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、容量は負荷に対して適正であること。

イ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ウ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。